

令和4年度第2回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和4年12月16日(金) 午後2時から午後3時40分まで
 場 所 日進市役所南庁舎2階第5会議室
 出 席 者 杉山知子、谷口功、昇秀樹、長谷川純、山田達也、住田穂積、田中拓己、村野政章(敬称略)
 欠 席 者 早川真理、堀之内秀紀
 事 務 局 萩野一志(総合政策部長)、岩瀬雅哉(同部調整監)、小出誠二(同部次長兼企画政策課長)、志水崇法(同課同係主任)、佐藤成俊(同課同係主事)
 説明の為に出席した者 長原詠子(市民協働課主幹)、西澤寿一(同課市民協働係長)
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 次 第 1 開会
 2 答申
 3 議題
 日進市自治基本条例の解説について
 配布資料 ・答申
 ・日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価について
 ・資料1 日進市自治基本条例の解説(見え消し)

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 答申
会 長	答申に移ります。 (会長が答申書を読み上げ、市長へ手交) (市長退室)
	3 議題
会 長	議題 日進市自治基本条例の解説について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(資料1に沿って説明)
会 長	説明ありがとうございました。それでは、修正がありましたところについて、条文ごとに審議させていただきます。まずは、前文からお願いします。
委 員	「次の世代を担う子どもに日進市を守り育て、引き継いでいく必要があります。」となっていますが、少し解りにくいので、「次の世代を担う子どもに、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育て、繋いでいく必要があります。」とした方が良いと思います。 また、前文にこのSDGsの考え方が入っているということだと思います。「環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造」ということを含め、その後も読んでいくとSDGsの考え方に繋がるということですが、もし可能であれば前文本体

発 言 者	内 容
	<p>を変えてもいいのではないのでしょうか。SDGsの考え方で最も解りやすいものは「誰一人取り残されることがない、持続可能なまちの実現」だと思っています。前文本体を変更することが理想ですが、解説にはこの考え方を追記されてはどうかと思います。</p>
事 務 局	<p>一点目の内容は、より解りやすくなるよう、再度検討させていただきます。次に二点目の「誰一人取り残されることがない」がキーワードとなっているのですが、SDGsの担当の係と調整し、修正させていただきます。</p>
会 長	<p>誰一人取り残されることがなくというのは、環境だけではなく、例えば福祉や教育といった分野にもかかってくる内容です。その環境問題だけではなく、福祉や教育が平等であるということだと思います。</p>
委 員	<p>細かいことですが、前文の中盤にある「次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。そのためには、市民一人ひとりが」とありますが、「そのためには」ではなく「そのため」としないと文章の繋がりとして不自然だと思います。</p>
会 長	<p>趣旨は解りますが、前文の改正は、市長から議会に提案するという手続きが必要になります。どうしても読めない場合は直す必要がありますが、読めないこともない文章ですのでそのまま問題ありません。国の法律改正でもこのようなことはたまにありますが、他に改正するものがある時に合わせて直すということが一般的な手法です。趣旨は最もですが、今回はそういう処理にさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>条例は5年毎に見直しとなっています。前回の自治推進委員会で条例については、改正の必要なしと答申をいただいています。次の条例見直しのタイミングで他の改正があれば、このようなところも合わせて改正していきますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>次に第一条について意見がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>市の執行機関という言葉がどうしても引っ掛かります。自分の周りにも聞いてみたのですが、市長と職員以外に他の執行機関というものがあるのかとなってしまいます。市の執行機関は行政とした方が一般的ではないのでしょうか。条例の見直しとなるので今回の趣旨には合いませんが、行政に直すべきではないでしょうか。日進市の憲法ですから、中心に市民がいて議会と行政があって協働のまちづくりをするということが基本だと思います。そのイメージが市の執行機関では解りにくいです。この言葉はかなりの頻度で出てくる言葉なので、次回の見直し時に修正をお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>解りやすさを取るか正確性を取るかという話です。国の行政機関の場合は立法、行政、司法と分けます。立法は国会だけです。これは憲法第41条に書いてあり、国会は国権の最高機関で唯一の立法機関であるとなっています。ところが地方自治体では、市町村長や教育委員会も立法機能を持っています。市長規則、教育委員会規則が立法権です。議会も条例制定という立法権を持っていますが、地</p>

発 言 者	内 容
	<p>方自治体の場合は市町村長、ここで言う執行機関が行政権だけでなく立法権を持っています。これが国との違いになります。そのため、行政という用語が解りやすいのですが、実は正確ではありません。国は、国会だけが立法権を持っており、内閣は行政権のみです。しかし、地方自治体は、市町村長、教育委員会、選挙管理委員会は行政権だけでなく、立法権も持っています。言われるように、一般の住民からすると、行政とした方が解りやすいかもしれませんが、解りやすいのですが、正確ではありません。行政権と立法権を持っているため、この執行機関という概念になります。例えば、市長規則や教育委員会規則では条例で定めることのできない内容を定めます。人事については、市長規則でしか定めることができません。条例ではそのようなことができません。そのため、地方自治体の場合は国よりも、市町村長、教育委員会などは行政権と立法権を持っている幅広い組織です。行政とだけ言ってしまうと解りやすいのですが、実は正確ではありません。他の自治体でも自治基本条例で行政と書いてあるところもありますが、不正確です。市民への解りやすさを優先すべきなのか、正確性を優先すべきなのかは分かれるところだと思います。いずれにしても、次回、この自治基本条例を改正する機会があれば、一長一短がそれぞれありますので、それまでに検討しておくべきことです。</p>
会 長	<p>私が気になる部分ですが、市民主体の自治と協働のまちづくりの関係が「いわゆる」でいいのかということです。</p>
事 務 局	<p>今回、新しい総合計画の中で、たくさんの市民参加を進めて作った新しい項目が協働のまちづくりです。この解説の見直しというタイミングのため、自治基本条例と相関関係があるということをしっかり書いておきたいと思い付け加えたものです。</p>
会 長	<p>市民参加や協働のまちづくりに対する批判として大政翼賛的ではないかということがあります。要するに、市町村の体制側に全てを並べるな、という批判です。そうではないというためには、市民主体の自治の逆の場合もあるわけです。例えば、反体制運動が起こっているということは、当局と反対のことをやろうとしています。そのようなことも市民主体の自治の実現に入るわけです。どちらかというところ協働のまちづくりはパートナーシップですから、行政と市民が一緒になって進めましょうというニュアンスが感じられます。それに比べ、市民主体の自治は、反体制運動的なものも含まれるので、両方あった方が良いと思われれます。全てを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）で、行政と市民が一緒の方向に進むということは、少し言葉を変えると大政翼賛的になりかねないので、反体制運動も含めた「市民主体の自治」と「協働」は別の言葉とした方が良いと思います。市民参加ということは、もちろん行政に協働する場合もあるけれども、行政を批判して行政をチェックするタイプも含まれているとしておかないと健全ではありません。その意味では、ここはイコールではありません。</p>
会 長	<p>次に第二条、第三条について意見がありましたらお願いします。</p>

発 言 者	内 容
委 員	日進市として「公益的」という表現を使わない理由があれば補足説明をしていただきたいです。これが良くないということではなく、現在、他市町村でも協働を考えるとときに、あえて公益という言葉を使う市町村もあれば、やめていく市町村もあるので教えていただきたいです。
事 務 局	より解りやすく、と考え社会一般の利益につながる、に修正しました。条文の中で公益的となっているので、より解りやすい表現として考えています。
委 員	公益は誰が決めるのかというときに、果たして行政なのか市民なのか。この公益を使う場合に慎重な議論が必要だと思います。その意味で安易に公益を使うべきでないと思います。より解りやすくということで、社会一般という表現ということは、なるほどその通りだと思います。
会 長	次に第四条について意見がありましたらお願いします。 男女共同参画の関連でこのジェンダーについて追記していると思いますが、LGBTの問題についても自治基本条例そのもので書かないにしても、この解説に書いた方がいいのか、必要がないのかはどうでしょうか。
事 務 局	第5次男女共同参画基本計画の中でも、男女にとどまらず、国籍、性的指向性、性自認に関することも含めて、幅広く多様な人々を包摂して全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現にも繋がるとあります。もちろん LGBT や SOGI という言葉があると認識していますが、大きな意味でジェンダーという言葉で考える方が良いと思い記載しています。また、LGBT も途中から Q や+がつかないなど常に変化している言葉ですので、細かく追加することはなくこの形で修正したいと思っています。
会 長	男女の枠にとらわれず国籍や年齢、性別などに関係なくそれぞれの個性を尊重する LGBT という言葉は使わなくても、そういう趣旨の表現、総論的な考え方を、男女共同参画基本計画に書かれているのであれば、その言葉をそのまま引用する形でもいいのではないかと思います。
事 務 局	一度、男女共同参画の担当と確認し、現在、ジェンダーのみ記載していますので、総論的な考え方を追記できないか調整します。
会 長	市のスタンスとして、その方向で行こうとするか、まだ市民の意識がそこまで到達していないのでこのままで行くか、どちらでもありうると思いますので、そういったことも含めて検討をお願いします。
事 務 局	第6次総合計画の基本計画には、多様性を認め合うというような表現がありますので、そこも含めて検討させていただきます。
委 員	「ジェンダーにもとづく偏見や不平等」の前に、LGBT という言葉を使わなくても、「多様な性を尊重し」というような言葉を入れると、今言われたような話も包含されるかと思います。
事 務 局	ありがとうございます。参考にさせていただきます。
会 長	それでは続いて、第五条から第十条について意見がありましたらお願いします。

発 言 者	内 容
	<p>す。</p> <p>実は自治基本条例としては、この第三章の市民の権利というところが、日本国憲法で言えば基本的人権に相当するところで、憲法の肝となるところです。この第三章の市民の権利を守るために、議会や行政組織があるというのが憲法の基本構造です。目的である基本的人権編というのがこの第三章というところになります。</p>
会 長	次に第十一条について意見がありましたらお願いします。
委 員	<p>ゼロカーボンシティの目標値の設定は2年後の2024年3月に環境基本計画の見直しで行うと聞いていますが、2年間何もされないのでしょうか。解説の中に入れるということですが、実際に市民はどうすればいいのでしょうか。日産自動車との協定で公用車の見直しを凶っていると話題がありますが、そのあたりもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。</p>
事 務 局	<p>まず、環境基本計画の改定時期が2024年3月ですので、現在、市民ワーキングなどを行いながら進めていると聞いています。その改定のタイミングでゼロカーボンシティに資するような数値目標やKPIを設定していくということになると思っています。ゼロカーボンシティの宣言は、政府の方で2050年に温室効果ガス実質ゼロを目指すという宣言しており、本市としても自治体として取り組むと宣言したものです。令和4年2月22日にゼロカーボンシティを宣言し、解説の見直しもこのタイミングで行います。市だけでなく、市民一人ひとりの意識が大事になることですので、解説の中に記載するのが良いと考え、この形としました。</p>
委 員	<p>宣言はこれから目指しますということですが、それではその後、行政が何やるのか、市民の役割として何を求めていくのか、市民にどういう形で働きかけをすればいいのかということ、2年間たたないと目標とする数値の設定もできないというのはどうなのかと思います。</p>
事 務 局	<p>2050年の温室効果ガス実質ゼロですが、もともと2030年度に排出量を2013年比で46%削減するという計画を定めたものがありますので、それに向けて当然この2年間も何もしないということはいけないと認識しています。地球温暖化対策として区域施策編で、地域でどれだけの二酸化炭素を削減しましょうということが既に計画自体があります。それを5年間かけて市民参加をさせていただきながら、具体的な目標数値を定めて、最終的には2050年のゼロを目指すとしています。例えば、現在行っていることとして、市民の方について言えば、COOL CHOICEです。いわゆる環境に優しい生活習慣を皆さんで実行していただくことです。他にも、住宅の再エネ、省エネを実施した住宅について補助金を出すなどしています。また、他市町では、エコカーに対する補助金を出しているところもありますので、このような具体的な内容も検討を進めています。</p>
会 長	<p>違う観点での話ですが、第十一条第一項で「市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。」とあります。この良好な環境の意味は、いわゆる環境問題とかの狭い意味ではなく、教育や福祉など全てを含めた環境だと思いま</p>

発 言 者	内 容
	<p>す。ゼロカーボンシティを記載するのであれば、先ほどの第七条で記載した方が理解しやすいのではないかと思います。また、ここに記載すると第十一条第一項が狭い意味での環境問題になり、なぜ市民の役割と責務のところでは環境問題だけを取り上げることになるのか、よく解らなくなります。環境は非常に広い意味の環境で、福祉も教育も都市整備も全部含めた環境なので、ゼロカーボンシティの環境は、第七条の良好な環境の中で生きる権利を具体化する施策として、ここに記載する方が解釈として自然だと思います。</p>
委 員	<p>確認です。「日進市では、令和4年2月22日に、ゼロカーボンシティを宣言しました。」と「ゼロカーボンシティとは」の朱字部分を、第七条の環境権の最後の解説部分に持ってきた方が良いということですね。</p>
会 長	<p>そうです。</p>
事 務 局	<p>修正を検討します。また、良好な環境という意味合いも、今年からSDGsの担当が企画政策課に配置されました。今までどちらかというと本市はSDGsも含めて、ESDもそうですが、環境面中心の取り組みが先行しており、そちらのイメージが強くなっています。ただ、SDGsの取り組みを考えていけば、福祉や教育といったあらゆるところの持続可能性に資する内容となっています。そういった要素も組み入れた形で再度検討し、ご提示できればと思います。</p>
会 長	<p>それでは第十二条から第十四条について意見がありましたらお願いします。 先ほどの第三章の市民の権利を具体化するために、市議会、市長、職員、あと第十一条にある市民は何をするかということ第四章で書いてあります。</p>
会 長	<p>それでは全体を通して意見などありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>この改訂版は、少し社会も変わってきましたし、市民に今の日進市の自治基本条例はこのようなものであると知ってもらうための啓発はどのような感じでしょうか。</p>
事 務 局	<p>現在、平成28年5月の改訂版もHPで公開していますので、新しい改訂版が出来上がりしだい公開させていただきます。もちろん他にも効果的な啓発手法があれば検討させていただくつもりです。</p>
委 員	<p>この内容を本当に知ってもらいたい、メッセージとして伝える中で大切な対象は高校生ではないかと思います。選挙で投票するとか、次の世代に繋げていきたいといったときに、地域のことに興味があるという高校生には実はこんな条例があり、君たちが主役だと。そうするとこれはたぶん高校生には響きません。例えば高校生版に読みやすくしたものや、スマホでサクサク見られるものがあればいいのではないかと思います。</p>
委 員	<p>私も賛同します。高校生だけでなく中学生を含めていいと思います。色々な市町村が若者会議という形で、若者にどうやって政治、行政、まちづくりに関わってもらおうかと考えています。そういったときにこれは非常に良い条例だと個人的には思います。ただし、今言われたように解りにくいのであれば、高校生が自分たちで書きかえる作業、同世代に伝える作業をやってみるとHPで公開してもよ</p>

発 言 者	内 容
	り伝わるのではないかと思います。そのためには、この趣旨をしっかりと高校生に伝え、高校生が自分たちでワークショップをしながら作っていく機会があると面白いのではないかと思います。
委 員	私も同意見で、高校生もそうですが中学生や日進市には子どもの権利条例である未来をつくる子ども条例もあって、その意見を反映させるという動きもあります。今年のわいわいフェスティバルでも子どもたちの意見を大人が入らない形で反映しています。環境基本計画の打ち合わせの中でも子どもの意見を活かした方が未来に繋がるのではないかと考えています。高校生はもちろん、その兄弟姉妹である中学生、小学生の意見も反映できれば SDGs としても進んでいくと思います。
委 員	自治基本条例は日進市の最高規範ということですが、市民の認知度が低いです。市民へ周知する手段として広報に掲載されていることは解っています。図書館や様々なところでリーフレットを置いてほしいなどお願いしましたが、何か実施していることはありますか。
事 務 局	今言われた通り、毎年広報で自治基本条例について特集を組んでいますし、わいわいフェスティバルや図書館のイベントで特設ブースを設けたりして啓発しています。しかし、認知度という点においては伸び悩んでいるところが課題だと感じています。先ほど、お話のあった中学生、高校生向けのワークショップなども良い手法だと思いますので、今後検討していきたいと思っています。
会 長	日進市立の中学校であればできるのではないのでしょうか。例えば、最低限中学三年生 15 歳で自治基本条例を学んでもらい、そこから 10 年経てばその人たちは 25 歳になります。20 年経ったら 35 歳になります。時間はかかりますが着実に、全員が社会の授業や総合学習の時間で学ぶわけですから、その累積で自治基本条例を知っている市民が増えるはずで、着実に自治基本条例が市民に浸透する方法だと思います。もちろん、解りやすくする必要は別途必要だと思います。
委 員	浸透させるその先にあることは、この条例を知っていると何が自分たちにできるのかということを、しっかり伝えた方が良いです。それを伝えることは行政にとって大変なことだと思います。これが自治基本条例を持つ大変さで、結構色々な市町村がこれをやめ、形骸化させています。そのような流れがある中で、個人的には日進市は頑張っていると思います。SDGs という言葉も入れるので、また見直す機会が 2030 年には出てきます。これを生き続けさせようという意思は伝わる条例だと思っています。だからこそ市民はこの条例を持つと、行政と一緒にやろうという、そういった道具になっていく意味では行政にとっては大変ですが、それを受ける覚悟を持って市民にメッセージを伝えてもらえればと思います。
会 長	憲法は先ほどから言っているように基本的人権が肝ですから、基本的人権が何かといえば国民、市民に武器を与えることです。政府と戦う武器は、情報公開等色々な形があります。もちろん一緒にやる場合もありますが、政府が変なことを行うのであれば、その政府に対してそのルートを変えさせる武器を市民に与えま

発 言 者	内 容
	<p>す。だからこそ、情報公開請求や訴訟など、そういうものを全部市民の側に武器を持たせるわけです。はっきり言って行政側、政府側はあまり与えたくないけれども、それを与えないことには良い社会はできないということです。政府の考え方とは違う考え方を、主権者である国民、市民が、その武器を取って政府に対して異論も言えるということです。もちろん意見としてパートナーシップ、協働でやることもあります。しかし、政府が行っていること、違う考え方のこともあります。ミャンマーの市民は、政府が行っていることと全然違う意見を持っているわけです。ミャンマーの場合はそれがありません。武器がなく事実上戦っています。ところが憲法がしっかり整備されているところは、それぞれ国民、市民が武器を持って戦えます。香港はかつて武器持っていました、習近平が入ってきて武器がなくなりました。そのため、武器を持たせる、持ってもらった状況を作っていくことが、透明性の高い納得性の高い、国縣市町村を作っていくことになります。その基礎が憲法です。憲法で国民、市民に権利を与える、その権利を使って国民、市民が国縣市町村に対して色々なことを言う。その仕組みを中学生、高校生が理解してもらうことが大切です。大人になったときにその武器を使える市民になっていただくということです。その条例のない市町村は、自治体レベルでは武器がまだ与えられていないということです。国レベルでは憲法という武器が与えられていますが。そういう意味で難しいですが、国民、市民が武器を持てるという自治基本条例、憲法は大事です。</p>
会 長	<p>色々建設的なご意見ありがとうございました。解説の修正と、次回の自治基本条例改正のタイミングで検討していただく部分がありますが、事務局にはどちらも検討していただくことを期待します。</p>
	4 閉会